

第2回岐阜県犬の咬傷事故防止に係る検討会議 議事要旨

1 日時

令和4年2月24日（木） 13:30～15:15

2 場所

OKBふれあい会館 7D研修室 又はオンライン

3 出席者

○委員7名（委員8名のうち1名欠席）

氏名	所属団体・役職等
もり たかし 森 崇	岐阜大学応用生物科学部附属動物病院 院長
あさの あきこ 浅野 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
はせがわたかあき 長谷川孝明	公益社団法人岐阜県獣医師会 副会長
おくだ よりゆき 奥田 順之	日本獣医動物行動研究会 動物行動学診療認定医
たに かずたか 谷 一孝	公益社団法人日本警察犬協会 中部支部連合会会長兼岐阜支部長
おおの やすふみ 大野 恵章	一般社団法人岐阜県猟友会 会長
さくらい しょうじ 桜井 彰二	岐阜市保健所生活衛生課 課長

○オブザーバー

政井 和彦 岐阜県健康福祉部恵那保健所生活衛生課長

○事務局（岐阜県健康福祉部生活衛生課）

佐橋 勝己 生活衛生課長

杉山 恵里 主幹兼乳肉・動物指導係長

古田 直子 主任技師

4 議事概要

(1) 検討内容及び調査事項について

事務局から、飼い犬の咬傷事故調査結果及び他自治体の条例等の運用状況調査結果についての説明を行った後、委員との意見交換を実施。

【浅野委員】

- ・ 特定の犬種を指定することが不合理ということはないが、指定するとなると飼い犬の咬傷事故調査で事故件数の多かった柴犬や同系統である日本犬も規制の対象とするかも論点となる。
- ・ 飼育頭数と比較して柴犬の事故が多いのか、確認が必要。
- ・ 犬種を指定するのであれば、闘犬種や過去に事故があった大型犬に絞るべき。
- ・ 特定の犬種に対する規制方法としては、飼い主が犬を取得した時から早い時点で犬と飼い主のトレーニングを行うことを義務付け、事故防止の効果を検証してはどうか。
- ・ 檻設置を義務づけている自治体は少なく、事故件数の推移のデータがないと、檻設置に合理性があるとは言い切れない。
- ・ 措置命令を速やかに行えるよう、根拠とできる文言を条例やガイドライン、要領等に入れるとよい。

【長谷川委員】

- ・ 咬傷事故全体として、飼い主と飼い犬の問題から発生することがほとんどではないか。その問題に対しての規制強化を効果的に行うことを考えるべき。

【奥田委員】

- ・ 事故の総数から見ると特定犬ではない犬種の方が多いので、特定犬種のみでの規制は理解が得られないのではないかと。
- ・ 飼育環境の不備が原因の事故は、檻を義務化することで防ぐことはできると思われるが、檻に限らず飼育環境での逸走の防止や他人が触れないようにすることが重要。
- ・ 飼い主への指導啓発内容として、「しつけをしましょう」ではわかりづらい。用具の点検等、具体的な飼育方法を啓発することが実効性があると考えられる。

【谷委員】

- ・ 咬傷事故防止には犬が小さいうちからのしつけが重要。
- ・ 犬種による咬みつきの傾向を調べるのであれば、犬の訓練士や獣医

師に調査をしたらどうか。

【大野委員】

- ・ 狩猟の際には犬を放す必要があるが、事故防止の観点からの正しい放し方には頭を痛めている。
- ・ 猟犬にはGPSを付けている。猟犬と示すためのベストを着用させるという案もあるが、山中で木に引っ掛かり犬の生命に関わる場合もある。より良い方法を模索している。

【桜井委員】

- ・ 市で収容している犬は柴犬が多い。暴れる等の理由で飼い主が所有権放棄し、慣らしてはいるが、もらわれていかない。
- ・ 咬傷事故の事故原因とその対策を広く啓発すべきと感じている。

【森委員】

- ・ 規制の方法として、事故発生率の高い犬種と大型犬を対象に、登録時に特に講習等で指導し、飼い主に事故が起こりうることを認識させてはどうか。また、効果を毎年検証し、事故率の変化が無ければ次の策を検討してはどうか。
- ・ 規制は条例ではなくまずは要綱で定め、数年ごとにフィードバックする。結果が出なければ条例で定めることを検討する。
- ・ 狂犬病の予防接種の際に動物病院で、または、予防接種の案内の際にパンフレットを同封する等で飼い主に啓発してはどうか。
- ・ 販売者に対しても、動物取扱業の年1回の講習の際に、咬傷事故の多い犬種の販売や育成上の注意点、受け渡しの際の飼い主への伝達事項を啓発すべき。

(2) 今後のスケジュールについて

事務局より説明。委員からの質問、意見なし。